

平成 24 年 6 月 11 日

保護者各位

立川市立第十小学校  
PTA会長 鈴木 峰宏  
校長 泉 直樹

## 本校児童の自転車使用についての申し合わせ事項

4月に着任して以来、

「この地域は自転車利用が多い。しかも、少し住宅街に入ると結構狭い道路もあり、自転車ばかりか歩行者にも危険な箇所がある。」と、思っています。

そして、本校の自転車使用に関しては、保護者の方々を中心に、年3回もの自転車安全教室を実施していただいています。

こうした取組や立川の平坦な地形での自転車利用の多さ、さらには、子供たちの自転車の安全な乗り方について、これまで学校とPTAとの間で、次のような取り決めをしています。再度確認し合い、子供達の安全を見守っていきたいと思います。

**自転車利用に関する取り決め**…子供達の安全等を考え、このような取り決めをしています。

### 1. 4年生になったら一人で自転車に乗ることができる。

\*3年時に自転車安全教室での勉強後、「免許証」が4年生になった時点で発行されます。

### 2. 3年生まで(3年生を含む)は、一人での自転車運転は禁止です。

\*保護者等(見守る大人)と一緒に時は自転車に乗ってよい。

時々低学年から、校長室に2年生か3年生のだれだれが放課後学校に乗って来ている。地域のどこどこで乗っていた……。このような訴えがあります。

訴えの心情はいろいろ考えられますが、

これまでの取り決めに基づいて、再度保護者の皆様と確認いたします。学校でも子供たちにも指導していきます。ご理解ご協力をお願いいたします。

### ・・・・・・・・違法な自転車運転と罰則・・・・・・・・

\* 自転車利用に関するチラシが自宅にも回覧されて来ました。参考までに主な罰則等についてお知らせします。

下記1.2.3.は5万以下の罰金となっています。ご注意ください！

- 1 夜間の無灯火運転の禁止
- 2 運転中の携帯電話使用等の禁止
- 3 傘差し運転等の禁止

★信号無視の禁止は、3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金となっています。